

婚姻届

届出期間	届出した日から成立のため、届出期間はありません。 (外国の方式による婚姻は3か月以内)
届出人	夫及び妻 ※署名欄に押印いただく印鑑は、朱肉を使う印鑑でお願いします。 ※窓口へ届書を持参される方は、上記届出人でなくても可能です。 ただし届書に署名するのは上記届出人でお願いします。
届出場所	・本籍地 ・届出人の所在地 ・一時滞在地 いずれかの市町村役場
必要なもの	・戸籍事項全部事項証明書(戸籍謄本)1通(届出地に本籍のない方) ・国民健康保険証(加入者のみ) 国民年金手帳(加入者のみ) ・届出人の印鑑(朱肉を使用するもの) ・届出人の本人確認できるもの(運転免許証など)
注意すること	・届書には証人として、成年の方の2人の署名押印が必要です。 ・未成年者は父母(養父母)の同意が必要になります。 ・外国籍の方との婚姻の場合、必要書類など戸籍係にお尋ねください。 ・婚姻届により新戸籍を編成する場合、新本籍が設定可能な番地であるか、事前に新本籍地の市町村役場へお問い合わせください。